知的財産戦略本部構想委員会（第２回）

日時：令和８年２月27日（金）13：00～15：00
場所：WEB開催
出席：

【委員】
伊藤委員、出雲委員、梅澤委員、遠藤委員、加藤委員、黒田委員、塩野委員、杉村委員、竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、時田委員、中村委員、林委員、福井委員、本田委員、松山委員、村松委員、渡部座長

【事務局】
中原事務局長、守山次長、太田参事官、清水参事官、福田参事官、松原企画官、谷貝企画官、道祖土企画官

１．開会
２．議事
（１）「知的財産推進計画2026」に向けた検討について
（２）意見交換
３．閉会

○太田参事官　本日は、御多忙の中、御参集をいただき、誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日のオンライン会議の進行について、御説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、会議中はノイズを防ぐため、発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。また、カメラをオンにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。御発言を御希望の場合は、挙手ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。

本日、多数の傍聴をいただいておりますけれども、傍聴者の皆様はカメラをオフ、また、マイクをミュートにしていただきまして、会議の様子のスクリーンショット、録音・録画は御遠慮いただきますよう、お願いいたします。

それでは、開会から時間過ぎてしまっておりますので、早速、始めさせていただければと思います。

ただいまから知的財産戦略本部第２回「構想委員会」を開催いたします。

改めまして、本日は、御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。
本日は、知的財産推進計画2026に向けた検討について、事務局から資料を御説明した後、委員の皆様の意見交換とさせていただきます。委員の皆様からの様々な御意見、ぜひ頂戴したいと考えております。よろしくお願いいたします。
本日、黒橋委員、波多野委員は、御欠席でございます。御欠席の黒橋委員からは、事前に御意見をいただいております。
伊藤委員、竹中委員、田中委員は、途中退席と伺っております。
立本委員、加藤委員におかれましては、途中参加と伺っております。
続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと思います。
事前に事務局からメールで御連絡したとおり、本日使用する資料は、資料１として知的財産推進計画2026についてでございます。
それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
○渡部座長　ありがとうございます。
それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。
初めに、知的財産推進計画2026に向けた検討について、資料１に基づき、事務局から説明をお願いいたします。
○太田参事官　再び太田より御説明をさせていただきます。
知的財産推進計画2026に向けた検討について、資料１でございます。
まず１ページ目でございます。パブリックコメントを昨年の12月から１か月強かけて行い、意見募集をいたしました。意見提出件数は901件になります。内訳はこちらの表とさせていただいております。幅広い御意見をいただいております。
また、この後の資料でそれぞれの項目に関連した御意見をまとめて資料とさせていただいておりますので、そちらも御参照いただければと思います。
次のページ、資料の全体構成でございます。１～５ということで、それぞれの分野について、資料をまとめさせていただいております。
１でございます。知財・無形資産への投資促進による価値創造でございます。
少し飛んで、６ページ目でございます。知財事務局で行っております知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会の御報告のページとなります。
経営戦略としての知財・無形資産をCEOに語っていただく、重要なアジェンダとするということで取組を進めております。対応として①②と記載をさせていただいております。
少し短期的な対応として①でございます。知財・無形資産の価値を伝える原則の提示を行うということで、ただいま金融庁が中心になって検討されております。コーポレートガバナンス・コードの改訂の議論がございます。そちらの結果が今年の夏頃に出てくると思いますので、そちらのタイミングと合わせるような形で価値や本質を伝えるという原則の提示をさせていただくということで、今、検討準備をしているところでございます。

対応②でございます。こちらは少し中長期でございますけれども、ガバナンスガイドラインの改訂の議論をさせていただきたいと考えております。来年度に向けて議論を深めていくことを考えております。

少し飛んで、８ページ目でございます。特許侵害に関する実態でございます。前回の構想委員会で特許訴訟の減少ということで資料をお出ししたところ、その背景というか、分析できるようなアンケートがあるといいのではないかという御指摘をいただきました。

それに関連して、特許庁で行ったアンケート調査をこちらに少しまとめさせていただいております。多くの企業は、自社の特許権が侵害されたと感じた経験があるとお答えいただいていますけれども､対抗手段を断念するケースも多いというデータとなっております。

右下でございます。対抗手段を断念する理由として幾つか挙がっておりますけれども、損害賠償額が小さいというところも御指摘が多いですが、自社のリソースを割くのが難しいといった回答も出ているところでございます。こういった状況をどう考え、対応していくかということでございます。

11ページに飛んでいただいて、２番目、AI・デジタル時代の知的財産制度の構築ということで資料をまとめております。

15ページ目を御覧ください。生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コードですが、知財事務局で議論、検討ということで提示をさせていただいております。

「１．目的」と書かれておりますけれども、技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立を目指すことで、利用者の方々が安心・安全に生成AIを活用できるような環境を確保するということで、生成AI事業者が取るべき透明性の確保や知的財産権の保護の原則を定めるところでございます。

「２．対象」は、生成AI事業者及び提供者とさせていただいております。具体的な手法としては、ハードローではなくて、コンプライ・オア・エクスプレインのソフトローの形で原則を示させていただいて、それを受け入れて具体的に実施するか、あるいはしない場合は説明をいただくといった手法を取るという案でございます。

「３．原則」として三つ、３番目に載せております。

原則１は、透明性と知的財産保護のための概要を開示いただくこと。

原則２は、権利侵害を主張する者からのURL等の開示要求に対応いただくこと。

原則３は、生成AI生成物と類似するコンテンツが存在する場合に、それが学習データとして用いられているか否か、開示を要求された場合に開示していただく、対応いただくようなことでございます。

「４．受入れに係る手続」と書かれておりますけれども、プリンシプル・コードを受け入れていただいた事業者におかれては、それを知財事務局に届け出ていただいて、自社のウェブサイト等で公表。また、内閣府においても届け出ていただいた事業所の一覧等を公表することを考えているということでございます。

17ページ目、３番目でございます。国際標準でございます。

21ページ目でございます。最近の動きでございますが、国際標準に係る官民連携の場の設置ということで、国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムの設置をいたしました。１月29日、第１回の総会を開催し、行動宣言を決議しております。

22ページ目、こちらはシンポジウムの御報告でございます。２月10日に国際標準に関する普及啓発の場ということで、日経フォーラムのシンポジウムを開催しております。関係する省庁、あるいは産業界からプレゼンをいただいて、議論を闊達にしていただいたところでございます。

23ページ目、国際標準戦略部会の御報告でございます。２月18日、第９回でございますが、部会を開催しております。新たな国際標準戦略に関する取組状況の御報告、意見交換をしていただいたところでございます。

概要はこちらに記載のとおりでございます。

26ページ目、クールジャパン戦略でございます。

こちらも飛んでいただいて、29ページ目、関連産業の海外展開の進捗でございます。こちらも前回の構想委員会の場で、私どもの資料で関連産業の海外展開の伸び率を円ベースで御紹介したところ、為替の影響があるのではないかということで、ドルでもきちんとフォローアップすべきではないかとの御指摘をいただきました。このため、ドルでも試算をしたものを右側に載せさせていただいております。

円ベースですと、前回調査、今回調査にかけて41.92％の増加と御報告しましたが、ドルで見ますと、増加率が少し下がりますが、32.44％という結果となっております。

内訳を表にしておりますけれども、一部プラス成長と見られていたところで、ドルで見るとマイナスというような結果も出ております。こちらも参考にしながら施策を検討していくということかと思います。

30ページ目、国際収支でございます。一番下の全体で見ますと、2024年から2025年にかけて赤字幅が増大している状況でございますが、全体として黒字に大きく伸びているのは知的財産権等使用料、また、旅行収支でございます。我が国の稼ぐ力を牽引するこれらの分野について、知財の観点から伸ばしていく必要があるところでございます。

31ページ目、32ページ目は、クールジャパン関連産業の少しブレークダウンした分野において、それぞれの官民の取組状況をまとめさせていただいております。

31ページ目は、インバウンド消費、農林水産物・食品でございます。

32ページ目は、ファッション、ビューティーについて、まとめております。

33ページ目、異業種連携の強化ということで、発信の強化であったり、連携促進に関する取組の御紹介をさせていただいております。

34ページ目、コンテンツを活用した地方創生の好循環ということで、今年度から取り組んでおりますコンテンツ地方創生拠点の選定の事業について、御紹介をさせていただいております。今年度初でございますが、最初の20か所程度の拠点を３月頃に選定すべく、た

だいま準備を進めている状況でございます。
次のページ、コンテンツ戦略でございます。
38ページ目を御覧ください。コンテンツ産業の海外展開の市場規模の推移ということで、足元は6.0兆円という推計となっております。こちらは2033年までに20兆円という政府目標がございますので、まだまだこれを伸ばしていかなければいけない状況でございます。
39ページ目、日本成長戦略本部において定められた17の戦略分野を載せさせていただいておりますけれども、その中の一つとしてコンテンツが設定されております。
40ページ目、それぞれの17分野にワーキンググループを設定し、議論を行うということでございます。
コンテンツ分野については、コンテンツ産業官民協議会ということで、こちらの体制で議論を始めております。第１回は１月26日に開催をしております。
41ページ目以降は、こちらのコンテンツ産業官民協議会で提示させていただいた資料を掲載させていただいております。
特に①の全体のところでございます成長投資に関する課題ということで、先ほど申し上げたように、2033年に海外売上高を20兆円にするという政府目標達成に向けて、官民による投資を拡大していく、増大させていく必要があるということで整理をさせていただいております。
42ページ目以降は、実施体制、人材、創造活動を支える諸制度、海外展開、海賊版対策と、それぞれを整理させていただいております。
最後に48ページ目でございますけれども、本日御議論いただきたいことということで、少し細かいですが、それぞれの分野について少し論点出しをさせていただいております。
こちらの挙げさせていただいた論点に特段こだわらずということでございますけれども、今日の時間の許す限り、委員の先生方に様々な御意見をいただければ幸いでございます。
大変駆け足でございますが、意見交換をできれば長く取っていただきたく、説明は以上とさせていただきます。
○渡部座長　それでは、ただいま事務局から御説明ありました内容について、御意見、御質問もあるかもしれませんが、御発言をいただければと思います。
取りあえず一巡目は、それぞれの委員から３分を目安にして御発言をいただきまして、一巡した後、時間があれば、御発言をいただくという形で進めてまいりたいと思います。
それでは、どなたからでも結構ですが、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。田中委員、お願いいたします。
○田中委員　まずは今日の議論に沿って、２点ほどお話をさせていただければと思います。
１点目は、金融庁のコーポレートガバナンス・コードに関して、現在改訂に向けた議論が進んでいるとのことですので、その中でも知財が重視されているであろうことを期待しつつ、実効的にどのようにしていくかを今後も考えていければと思っております。
業務において多く経営者の方に取材等でお会いするのですけれども、皆さん、知財は大

切と考えながらも、知財、特許、法務という狭義で認識をされている面も否めないところがまだあると思います。

今後は経営と一体化して知財を重視していただくためにも、特許は参入障壁に大きな影響が出ることや、独占期間等、経営戦略上とても大切なものであること、知財戦略は収益を上げていく仕組みの設計図でもあり、勝ち筋にもなることが強調されると良いのではないかと考えます。特許の出願が減少傾向にあるとのご報告もありましたけれども、費用は自社の市場シェアを維持したり、高めたりするための保険にもなりますし、競合との差別化にもなるという訴求を具体的にしていければ良いと思います。

経営トップのコミットメントは本当に大事だと思うと同時に、加えて、実際には社内で知財部門が孤立することなく、できれば経営戦略の真ん中に組み込まれるような仕掛けがほしいと思いますし、社内体制を横断的に再構築することも有効です。チャレンジするステップとしては、国プロのご紹介もあったところで、ぜひそれが好事例になると良いと願います。

もう一点は、クールジャパン戦略についてです。キーワードに「地域」を入れて力強く推進してきているところです。今、海外を見渡しますと、日本のアニメやゲームのUIとか、UXを使用したり、IPを使って社会課題を解決することにも活用される成功事例があります。例えば『はたらく細胞』がJICAの関係の感染症対策の教育で世界に普及している事例もあります。今後、サプライチェーンを重視し、注力していく方針の中で、これらのアイデアで日本の魅力的なコンテンツを売ると同時に、この発想に加えて、世界のインフラとして課題を解決する社会解決型のビジネスに日本のクリエイティビティーを組み込むようなことも提案ができると感じます。それによって、クールジャパン戦略におけるサプライチェーンが充実すると思う次第です。まずはよろしくお願いいたします。

○渡部座長　続きまして、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員　事前説明や配付資料のトピックの取り上げ方から、私の印象としては国際標準、特に標準必須特許を巡る紛争についての課題があまり議案で取り上げられていないという印象を持ちました。

現在、世界規模でSEP権利者がIoT製品・サービスメーカーにFRANDライセンスを申し入れるケースが増加しています。また、SEP権利者がIoTメーカーを欧州統一特許裁判所、UPCに提訴するという事件も注目を集めています。

さらに国内に目を向けてみますと、大阪と東京で相反する司法判断が出て、差し止め命令を左右するFRAND交渉の基準が確立されていないために、国内でも紛争が増える傾向が見られます。

こうした状況は、日本企業の事業のリスクに直結するため、今年の構想委員会でもっと重点を置いてもよいではないかと思っています。

次に、知財・無形資産への投資促進について、意見を申し上げます。資料30ページにもありますように、日本は知財使用料の国際収支が黒字で、既に成果を上げているにもかか

わらず、経営層の意識に十分反映されていないのはとても残念に感じます。
知財・無形資産経営を経営層にシフトさせるためには、さらに踏み込んだ取組が必要だと思います。先ほど田中委員から御指摘いただいたように、欧米企業には特許に限らず、データやブランド等を含む広い意味での無形資産が直接利益に結びついている事例が多数あります。
例えば特許が価格プレミアムを生んでいる、AppleのiPhoneとか、ダイソンのサイクロン技術、ブランド価値が営業利益率を押し上げていて、ルイ・ヴィトングループですとか、ナイキですとか、また、データ資産が新規事業の基盤になる例として、もちろんAmazonですとか、Googleなどをはじめとしたプラットフォーマー、もちろんSEPを扱った特許ポートフォリオが投資家評価を高めるQUALCOMMやEricssonの例のような、いろいろな具体例があるわけです。
日本企業が無形資産の活用で競争力を高めるためには、これらの成功例を紹介して、無形資産が利益に直結するという実感を経営層に持っていただく工夫が不可欠だと考えます。
第３に、生成AIのプリンシプル・コードについてですが、今までもコメントさせていただいたとおり、理念としては理解できるのですけれども、実効性に懸念を感じています。
先日の早稲田の国際セミナーでも、ドイツのミュンヘン大学の教授から執行力に疑問を抱く発言がありましたけれども、運用可能性について、より詰めて検討していただく必要があると思います。
最後にクールジャパンについて、一言申し上げます。
アメリカやドイツで暮らしたり、長期滞在したりしておりますと、韓国が国家自体をブランド化し、ビューティー、食品など、多くの分野で無形資産の価値を高めていることを実感します。最近になって、多くの日本の製品が韓国の製品と入れ替わっていることが非常に残念に思われます。日本は一歩遅れているという印象が否めません。
文化発信を資産として高めている観点でも、また、日本の文化や観光、コンテンツなどが世界的な価値を高めている現実を鑑みると、より戦略的な取組が求められるのではないかと考えております。
以上です。
○渡部座長　続きまして、遠藤委員、お願いいたします。
○遠藤委員　私からは、国際標準と生成AIのプリンシプル・コードについて、お話をさせていただければと思います。
国際標準についてですが、今回、ハイレベルフォーラムの発足であるとか、シンポジウムの開催であるとか、さらには昨年、我が国の国際標準戦略を19年ぶりに策定するなど、企業の経営者レベルが意識するに足る情報と、さらにはそれを実行するための努力が見え始めているのではないかと思います。
これからは実行フェーズに入るわけですが、我々が気をつけなければいけないのは、よく言われる「技術で勝ってビジネスで負ける」ということになってはいけないわけで、重

要な領域として17項目がございますけれども､シーズオリエンテッドで選ばれているので、これをいかにマーケットリクワイアメントとマッチングをして、より高いレベルの標準にしていくかということがキーだと思います。

その中では、現状のマーケットリクワイアメントもございますけれども、少し将来のリクワイアメントをどのように捉えて標準化し、その標準の価値を高めるかということが重要だと思います。ぜひその辺も含めた議論をこれからさせていただけるとありがたいと思います。

二つ目のプリンシプル・コードですけれども、先ほどもコメントにございましたが、プリンシプル・コードの実効性についての懸念は、私もあるのではないかと思っています。

コードの目的のなかで書いていただいているように、権利者や利用者の立場と、事業者の立場との両立を図ることが必要です。そのうえで、事業者が信頼を得るためには、ある程度オープンにしないと信頼をいただけない部分があって、一方では、持っている価値をオープンにすることになると、まねをされることも含めて競争上の懸念がある、というのが現状だと思います。

そういう意味で、この案件を検討していただく中で、「アプルーブ」というゲートを設けるような仕組みを考えていただくのも一つではないかと思います。

サイバーセキュリティーになるのですが、経産省の事業で、宮城県多賀城市の制御システムセキュリティセンターにおいて、サイバーセキュリティーリスクにどの程度耐えられるかであったり、サイバーセキュリティーの観点から安全な機器であるかということだったりを試験していただいて、安全性を確認して外に出すという仕組みがございました。

今回の生成AIについても、中のものを、たとえばアーキテクチャーに関する情報を一般に開示せずとも、こうした仕組みを設けて何らかの試験をすることによって安全性を確保する仕組みもあり得ます。

アプルーブというゲートを設けた仕組みにしていただくと、事業者が開示する内容を抑えつつ、安全性を確保できる可能性もあるかもしれません。その辺も含めた実用的な安全性を確保するための仕組みを考えていただくのも、答えをつくる上ではいい方法論ではないかと思います。今検討されている方法論に並行してアプルーブというゲートを設ける形を考えると、どのような仕組みになり得るかということも御検討いただくとありがたいと思います。

以上です。

○渡部座長　続きまして、田路委員、よろしくお願いします。

○田路委員　まず今回の知財・無形資産による価値創造をCEOにとっての重要な経営機能であり、経営アジェンダにするところについてお伝えしたいことを今日お話ししたいと思います。

私は実際にスタートアップのCEOという立場で当事者なので、日々の実務から実感しているところで、まずはCIPOを経営の標準化機能としていくこと、また、侵害訴訟をカジュ

アル化していくことによって、知財経営とか、知財経済を転換していくことについて、御提案したいと思っています。

私が実務で感じるのは、知財が十分活用できていない前提は制度の話とか、技術力の劣後とか、そういう話ではなくて、知財を経営として動かす仕組みがちゃんと整備されていないというか、存在していないことにあるのだろうと常に思っています。先ほどどなたかもおっしゃっていましたけれども、知財を知財部門の業務よりはまさしくCEOが主導する経営テーマであるべきだと思います。

大前提として、今、知財は企業の中で管理業務のような位置づけにしかなっていない印象があって、一方で、先ほど申し上げた侵害訴訟では、打ち手としては時間と費用がかかる最後の手段みたいな意識があると思うのですけれども、そうなると、我々のようなスタートアップとか、中小企業にとっては、現実的な選択肢にはなかなかなり得ないと思っていますし、結果として権利は持っているけれども、活用できない、出口がないということで、今、技術の競争力が市場の価値に転換されない構造になっていると思っています。

一方で、私が日々実務で特許をどのように使っているかというと、侵害訴訟を対立軸であまり見ていなくて、市場をつくっていくためのルールづくり、あるいは相手との交渉材料の１個、もっと言うと、交渉の入り口として最初の一手で使っていくことをよくやっています。

恐らく特許というのは、交渉のテーブルにお互いがつくための最初の機能と考えていまして、実際にこれまで私も権利侵害問題とか、ライセンス交渉をさんざんいろいろやった中で、その結果としてアライアンスができたり、市場が拡大したり、産業全体のエコシステムが動いたという実感を持っています。

今回、私が提案しようとしているのは、CIPOという機能、経営標準化と侵害手続をいかにカジュアルにしていくかを一体で進めるというアプローチになっています。

先ほど申し上げたように、CEOの重要なアジェンダにすることは、CEO自体のコミットメントが必要ではあるのですけれども、その一つの形がCIPOの標準化だと思っていて、結局、CXOと言われる人間は一体どういう存在かというと、これも常々言っているとおり、CEO機能のダウンサイジングだと思いますし、CEO機能の一部を担っていく存在だと思っているので、CIPOの役割が経営に標準化されることが象徴的なものだと思っています。

少しだけイメージしてほしいので、CIPOがこれまで経営のオフィサーの例えばCFOとか、CTOがいると思うのですけれども、どういった機能に類似した機能なのかというので、CSOという機能があるのですが、いわゆる戦略の最高責任者なのですけれども、これに比較的近いと思っていまして、CFOみたいな財務的な人間に比べると、CIPOは非財務的な機能を担うし、CTOは割と技術の具体的なエグゼキューションを含めてやるのですけれども、もう少し上流なので、CSOみたいな機能にすごく近いと思っていまして、このあたりをイメージしていくと、CIPOというアサインがCEOからすると割と理解しやすいと思っています。

今回、企業側としてはCIPOを標準化していくのですけれども、一方で、制度側としては

これまで訴訟という比較的ハードなアプローチではなくて、比較的低コストで短期にできます。今回、ADRという言葉も出ていましたが、こういった簡易的な侵害手続をしっかり整備して、権利主張自体を戦いの宣戦布告みたいな激しいものからスタートするのではなくて、あくまでもビジネス交渉の開始プロセスの１個として定義づけられると、CIPOの役割も明確になるし、特許自体の活用が動いてくると私は考えています。

先ほど申し上げた二つの改革が結びついて、とにかく特許紛争を他社排除という方向ではなくて、あくまでも産業を大きくするための交渉の入り口で、実際に知財を防御の資産という見方からあくまでも市場に参加するためのエントリー条件にしていくところが非常に重要だと思っています。

繰り返しになるのですけれども、侵害訴訟の数が減ってきているという指摘もあったのですが、侵害訴訟自体の件数を増やすこと自体に意味があるのではなくて、あくまでも知財を重要経営テーマにするときのCIPOの役割の一つとして、まずビジネスを動かしていくための一つのカードとして使っていく、このあたりをしっかりと今回の知財戦略検討の中で位置づけていただけるといいです。

最終的にCIPOという機能が経営機能としてしっかり立ち上がって、侵害訴訟がカジュアル化して、あくまでも特許自体を活用する入り口になるところをとにかく今回は強く求めていきたいと思っています。

私からは以上になります。

○渡部座長　続きまして、黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員　１の知財・無形資産について、一言意見を申し上げます。

前回の委員会において、知財の価値を経営層や投資家が理解できる形で可視化する必要性について意見を申し上げていまして、知財の事業貢献度を分かる相対的な指標について提示いたしました。その後、事務局から企業が内部で活用しているKPIとか、指標を把握するためのアンケート調査を行うと伺っていまして、大変心強く感じています。

本日の資料を拝見しても、例えば資料の８ページの国内の特許権侵害に関する実態のところで、自社の特許権が侵害されていると感じていても、自社のリソースを割くのが難しいという理由で対抗手段は断念しているという回答が多数ありまして、これは特許権を取得しても活用するどころか、防御もできていない状況を示していると思われまして、知財が経営資源として位置づけられていないという企業における構造的な課題が現れていると受け止めました。

あと、資料の６ページで、知財・無形資産ガバナンスガイドラインが経営層に浸透していない原因として、日本企業の強みが暗黙知にとどまっているという指摘がされていまして、これが海外企業の形式知ベースの経営と対比されていると思います。ここから知財を価値化して、投資家の目に留まりやすい場として示す必要性が示唆されているのではないかと思います。

知財の指標といっても、単一の数値をつくれば足りるものではなくて、知財は様々な役

割がありまして、収益の創出とか、競争優位の確保とか、成長への投資とか、経営戦略を支える基盤など、複数の役割を果たしていますので、その価値の現れ方というのは、企業の業種や事業構造とか、戦略によっても異なっていくと思います。

現在進められているアンケート調査は、企業が知財をどのような価値機能として捉えて、どの局面で経営判断に活用しているのか、その共通構造を抽出するために重要なプロセスだと理解しています。最終的に知財が企業価値のどの部分にどのように寄与しているのかというのを、経営層や、知財部門、投資家が同じ言葉で議論できるような指標体系とか、あるいはフレームワークを示すことが重要であるのではないかと考えます。

そのような整理ができれば、知財を、単なる権利管理の対象ではなく、投資や成長戦略の中核として位置づけられ、知財・無形資産ガバナンスの実効性が高まるとともに、指標体系を検討するプロセスの中で知財部員の育成にもつながるのではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長　続きまして、塩野委員、お願いいたします。

○塩野委員　２点、コメントをお伝えさせていただければと思います。１点目は、企業の意識改革につきまして、２点目は、昨今のコンテンツとAIについて、お伝えさせていただきます。

まずここで今般いろいろ出ている企業の意識改革を知財についてどうするかの部分なのですけれども、やはり取締役会に知財の専門家がいるかであったり、上場企業は開示しておりますスキルマトリックスに知財であったり、そういったものが現状で入っているところではないので、そこが重要視されているか否かという部分がありまして、そこについて政府からは何ができるかについて、より具体的な事例を示して、関係企業に情報共有して議論させるべきだと考えております。

例えばですけれども、産業規模の大きさから自動車とか、機械など、日本を代表するような製造業とした際に、具体案的な論点を提示します。今、産業界では、多くの場合、LLMであったり、トランスフォーマーベースによるAIの物理領域のお話、ロボティクスへの接続ですけれども、フィジカルAIなどは、自動車とか、機械はみんな関係していまして、しかもここにおける知財であり、標準化であり、オープン・アンド・クローズ戦略などが詰まっている論点でございます。

フィジカルAIを実現するに当たって、どういったAIの基盤モデルを選択するのか、どことパートナーリングをするか。そして、高市首相の年始の御発言にも強く言われていましたけれども、フィジカルAIで日本が勝つみたいな話をされている中で製造業の強みを生かすという言説があって、製造業からすれば、どこまでソフトウエアをやるかという論点があり、今、学習データの整備をやる、やらないであり、そこでつくった知財の固まりとなる学習モデルをオープン化するのか、クローズ化するのか。

製造業が持っているロボットのメカニカルな機構は、今度はそこにあるアクチュエーターなんかがどこまでブラックボックスにするのか、逆にそれを諸外国のAI関連の企業に自

分たちのつくったアクチュエーターをどのように提供するのか。そこでは特許の論点もありますし、こういった形で今そこにある具体的な内容について、ここで御議論させていただいているような知財、標準、オープン、クローズみたいなものがここまで関わってきて、それが死活問題であるところです。

特に日本のハードウエアに付随するアプリケーション、または開発キットをどこまで日本側がつくるのか。それともただメカニカルなハードウエアだけをつくって終わるのかというのは、今度はバリューチェーン、サプライチェーン上の問題にもなりますので、そして、そこでつくったハードウエアが逆にいろいろAI企業に今後使われて、標準になるか否かみたいな、とにかくフィジカルAIで日本の製造業をいま一度復活させようという議論には、今ちょうどスライドをお示しされていますけれども、ここが具体的に詰まっているのです。こういったものを自動車であったり、機械であったりの企業経営者がどのように見ているのですかとか、ここを業界としてどうやるのかを考えていただく、共有していただくみたいな、知財は大事ですと言い続けても、取締役会であり、執行レベルはなかなか動かないので、具体論でお話ししたほうがいいです。

そうこうしているうちに、NVIDIAなんかはフィジカルAIの開発プラットフォームを押さえて、それをばらまいていくという戦略を取っている部分もございますので、まさに喫緊の課題でお話をいただくことを政府側から仕掛けるほうがいいと聞いていて、考えております。

２点目は、コンテンツとAIについて、AIのアプリケーションであれ、モデルなどをいろいろ拝見している中で、かなり無視できない、全く無視できない領域に入っていると日々感じております。

そこは機会とリスクがありまして、例えば皆さんも御存じの中国のTikTokのByteDanceが今回出したSeedanceは、アニメをそのまま実写化したかのようにAIがどんどんつくってしまうのですけれども、大分高度なところに行っていまして、それを機器として日本が誇るようなアニメ・漫画みたいなコンテンツがほかの実写化であったり、いろいろなコンテンツに展開されるときに、こういったものが出てくることを機器と考えるのか、機会と考えるのかというのは、今、ここまでくると、レギュレーションのタイムラグというか、そこの時間差が大分出てきてしまうと思いますので、こういったものが出てきて、こういう捉え方、構え方があるのではないかという発信は必要だと思っています。

その一方で、いろいろな調査ですけれども、我が国において生成AIサービスを使ったことがある人はどうやら３割ぐらいというのがいろいろな調査で出ているので、７割の人は日々全く使っていないらしいです。個人的にはあまり分からないのですけれども、そういう調査がよく出ておりますので、ここの意識とのタイムラグ、そして、技術と今出ているコンテンツ活用のタイムラグがあると考えておりますので、ここへの発信というのはより危機感を高めたほうがよいと考えております。

以上の２点、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長　次は、伊藤委員、お願いいたします。
○伊藤委員　まず最初に、何名かの方がおっしゃっている特許侵害のところで、以前にもお話ししたことがあるのかもしれませんけれども、我々中小企業、特に製造業の現場に大きな企業が監査という名目でやってきて、あれを出せ、これを出せ、どんな工程を使っているのかと聞かれて、数か月後に同じラインをつくってしまったという話はよくありがちな話で、おそらく今も水面下でそういう話は継続していると思いますが、特許侵害されたことによって控訴する件数を増やすことがいいわけではないのですが、言えない立場の人たちをこれからどうしていくのか。

経済産業省の中小企業庁でも取引適正法をもう少し強化という動きはしていますが、それとリンクしているような話だと思っていまして、頑張っていない小さな企業を応援する必要はないと思いますが、頑張っているにもかかわらず、ファイナンス面と人材に余裕がないため、大きな力に圧し潰されてしまう、そんな状況を回避できればと思います。

日本全体で日本企業が大小新旧関係なく、共に成長していくことが今回の目的の一つでもあると思うので、オールジャパン体制をこれからもっと強化できるような、コーポレートガバナンス・コードが変わっていく中で、その辺をもう少し強化していただきたいと思います。

その中でのオールジャパンの話ですけれども、先ほどビューティーの話が出ていたと思うのですが、このところ日本の化粧品産業は、韓国、中国にかなり押されています。いろいろと聞くところによりますと、やはり中韓共に国がバックアップしているということです。特にＫビューティーは、いろいろな規制を排除して、民間で連携していろいろなプロモーション投資を行っている一方で､日本はどうしても民間企業だけが集まっているので、その辺のコンテンツ間の連携もない中でグローバル競争に勝っていこうというのは、非常に難しいと思っています。

今のところいろいろな意味で政府も動いている話も聞くのですけれども、これから国として勝っていくためには、規制などを排除しながらやっていかないと、Ｊビューティーがブランディングされているか分かりませんが、後出しになってきているので、携帯電話のガラパゴス化ではないですけれども、いい技術はたくさん持っています。ただ、成分の問題とか、いろいろな問題でグローバル化に勝てない要素もあるので、規制のギャップ解消がＪビューティーのプレゼンス向上につながると思っております。いろいろな分野でこういった課題はあると思いますが、とにかく日本がもっと世界のトップリーダーとして反映できればと思っています。
○渡部座長　続きまして、梅澤委員、お願いいたします。
○梅澤委員　ここの議論いただきたい論点に直接的に関わる話ではないのですが、問題意識をお話しします。

生成AI時代のIT産業の構造変化がどうなるのかというところから、今回、論を起こしたほうがいいと感じています。毎年の知財計画の議論は比較的各論を一個一個磨き上げて、

それを束ねたものが知財計画になっているという印象が強いのですけれども、もう少しいろいろな形でダイナミックな変化が論点に残ることは間違いなので、今日、私が申し上げるのはクールジャパンとコンテンツ戦略についてしか考えがまとまっていないのですが、本当であれば、ここに掲げている全ての論点を横断するような形で、どういう構造変化が起こり、日本にとっての課題が何で、だからこういう姿勢を取っていくのだという総論をもう一回つくり直す作業を本当はすべきではないかと感じています。それが問題意識です。

クールジャパン、コンテンツについて申し上げると、生成AI時代のIT産業の構造変化ということで、明らかに政策からまず運用に重点をシフトするのか。コンテンツ生成のハードルが著しく下がって、映像とか、画像とか、文書とか、音楽とか、全てのコンテンツが供給過多になっています。その中で権利がクリアされていて、ブランドが信頼されていて、正規流通と継続課金ができている状態をつくることが今まで以上に重要になります。

もう一つは、模倣困難なものを設計して運用します。デジタルで完結しない体験と価値は上がりますし、とにかく模倣困難性をどのように実現するかということがとても大事だと思います。

具体的な例でいうと、例えばIPを活用した空間とか、物体を伴うような体験とか、あるいはIPを活用した多面的な収益化をスピーディーに回す。配信グッズや体験コミュニティーです。それから、強い世界観があるような体験型の観光であったり、あるいはコンテンツの著作者自身との対話とか、協働をするようなエクスクルーシブな体験であったりというような、模倣困難なものをどうつくって運用していくかというところがいよいよ重要になると思います。

もう少し仕組み的なところで考えると、一つは権利クリアを高速化することがいよいよ大事なのではないかと考えています。先ほど塩野さんがおっしゃっていたコンテンツ活用のタイムラグがありましたけれども、それで機会損失がたくさん発生するわけで、そこはどれだけ国として権利クリアを高速化して、クリアされた正当性のあるコンテンツを混ぜたりしながら流していくことができるのか、このように進化する必要があります。

もう一つは、正規性を担保するような義務化をもっと整備しないといけないと思います。私が存じ上げているところでいうと、例えば音楽のケースでは、著作権使用料の徴収のシステムはあるわけですけれども、著作隣接権を自動承認して、事後的に自動決済をするという仕組みはありません。こういうものがないと、結局、マネタイズの機会をどんどん失っていくことになります。

先ほど申し上げたように、政策から運用に重点をシフトすることを考えると、IP運用人材をどう育成していくのか。これは事業のプロデュースであったり、世界市場におけるブランド構築であったり、金融などで今までとはレベルの違うIP運用人材をつくっていかないといけないのではないかと考えています。

これからはエンターテインメント産業とか、観光分野で重視すべき取組があると申し上げましたが、そういう取組を推進していけるような新規参入の事業者をどんどん促進をし

ていくことも大事になると思います。

ここまでがクールジャパンとコンテンツ戦略について具体的に感じていることで、こういうレベルの議論をもう少し全体ですべきタイミングなのか、構想委員会では使えたらいいと願っているところです。

以上です。

○渡部座長　続きまして、松山委員、お願いいたします。

○松山委員　私からは２点ほどコメントできればと思っております。48ページの本日御議論いただきたいことの項目でいいますと、知財・無形資産への投資促進についてと国際標準戦略についての２点を考えております。

１点目につきましては、既に多くの委員が御意見をいろいろと述べていらっしゃいまして、いずれもそのとおりだと思って聞いておりました。

まだ触れられていないと思うところでは、スライド９の統計データのところなのですけれども、いわゆる日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願についての統計だと思いますが、全出願と比較して審査請求率や特許査定率が10％である程度高いということで、これはよい結果だと思っています。

他方で、このグラフを見ると、新規性喪失の例外規定の適用を申請した特許出願の割合がかなり高くなっているなという思いで見ておりました。これは必ずしも原則として公開前に出願しなければいけないことを知らずに発表してしまったような場合だけではなく、新規性喪失例外規定があることを知った上で、研究者として大事な研究会での発表や論文発表を優先していたケースなどもあるのではないかと思ったり、また、権利帰属を定める各種契約の整備が遅れた結果、出願が間に合わない状況の中で予定していた学会のタイミングが来てしまって発表したとか、様々な事情があると思いながら見ておりました。

新規性喪失の例外規定は、ここにも触れていましたけれども、例外規定の適用がある期間が国ごとで違っていたり、対象も違っていたりということで、必ずしも日本と同じ制度があるわけではないので、日本では大丈夫であっても、海外では権利取得できないことが結構起きているのではないかと、懸念というか、気になりました。

国家が支援する研究開発プロジェクトということで、基本的にはグローバル展開すべきで、海外でも特許を取得すべきようなケースが多いと思っているところ、これだけ新規性喪失の例外が使われていることによって、権利取得の範囲が狭まるようなことになっているのではないかということが気になりました。これは最初にこういったプロジェクトに参加してもらう段階から対象となる技術については、グローバル展開が必要であることや新規性喪失の例外規定を安易に使わないことなど、そうした当事者の理解を求めるような初期の段階からの工夫も必要なのではないかと思いました。

２点目は、国際標準戦略についてのところですけれども、先ほど竹中委員からも御指摘があったと思いますが、紛争に関しては何も触れられていないところは私も少し気になっておりました。指摘もあったように、大阪と東京で判決が分かれた例もあり、その後、東

京地裁の知財部が、標準必須特許、SEPに基づく特許権侵害訴訟の審理要領なるものを発表されまして、日本の裁判所でSEP訴訟に関する審理を積極的迅速に進めていく姿勢を示しているような要領が発表されたと思います。続いて、その後、SEP調停の審理要領も発表されたと思います。

今、裁判所として標準特許に係る国際紛争を日本で解決しよう、訴訟だけでもなく、調停などでも柔軟に迅速に解決しようという動きがすごく出てきていると思っているところでして、その点は注目していく必要があるのかもしれないと思っております。

裁判所はもめごとが起きてからの話でして、内閣府さんではそもそもの国際ルールをつくっていく、国として積極的にルールメーキングをいろいろされているところだとは思っており、この点、単に受け身ではなく、ルールメーキングに関わっていくことも大変重要だと思っております。

今も適切なメンバーで構成された委員会等で議論を進めていると思い、実際、いろいろな知見を持つ方々が関わって構成メンバーに入っていくことも大事だと思っておりまして、行政庁の方々のほか、企業の方の中でも特許を中心とする知財が分かる方のほかに経営層の方であったり、知財の専門家である弁理士さんであったり、知財を取り扱う弁護士なども入っていくといいと思い､そのほかの標準化の現場を知っている技術者の方であったり、海外の交渉経験を有する国際機関や多国籍企業のクロスボーダーの交渉担当など、競争政策や独禁法など、そのほか経済の視点などを持った専門家など、多様な立場で違う視点を持つ人々で検討していけるといいなと思っております。

国際標準戦略やいろいろなところで日本が積極的にという想いの人たちが増えているように思いますので、その辺も順調に適切な方向に進んでいくような仕組みづくりができるといいなと思っております。

私からは以上です。

○渡部座長　続きまして、福井委員、お願いいたします。

○福井委員　先ほど来、非常に充実した資料、梅澤委員のほか、多くの委員の皆さんの御意見に大変納得しながら伺っておりました。私は逆に今日は最後のお話を差し上げようと思いますが、目指すところは非常に近いのではないかと思っているところです。

まずは７ページです。これは本当に細かいかもしれないのですけれども、知財意識調査で日本はアジアで最下位だというデータが出ています。事前にも事務局にお伺いしたのですけれども、確かに日本はアジアで知財の経済的利益の意識が50％程度で最下位なのですが、よく見ると、次いで低いのがシンガポールで、その次は韓国で、逆に海賊版大国と一般に言われているベトナムが75％で世界最高水準です。アメリカや西欧諸国では、軒並み日本と同じ50％程度なのです。ぱっと見ると、先進国ほど低いというはっきりした傾向があるのではないかと思います。

重要だと思うのですけれども、こういうデータから知見を得るのであれば、どんな質問を行ったのか、データ根拠と共に読み込まないと、これが知財・無形資産投資が進まない

一因だという結論の説得力が下がってしまうかもしれません。そういうことを１点思いました。

15ページぐらいでしょうか、AIプリンシプル・コードがあります。私も加わったAI時代の知的財産権検討会でも、ここでの複数の委員と同様に実効性への懸念を申し上げました。特に現状だと企業だけが縛られて、逆に言わば主戦場と言える海外のプラットフォームは従わないといった事態にならないよう、実効性の確保に向けたさらなる努力は必要ではないかと思います。これについては、AI時代の知的財産権検討会でかなり申し上げましたので、このぐらいにします。

30ページのクールジャパンです。ここで再びデータのお話をさせていただくのですが、国際収支の知的財産権の使用料で、約３兆円強の年間の収支が出てきます。黒字であると書いてあって、内訳として特許などの産業財産権と著作権等使用料が混ざっていると書いてあります。

これは確かに合わせるとこんな感じだと思うのですけれども、内訳を日銀は国際収支統計に示しておりまして、誰でも御覧になれるのですが、産業財産権は海外子会社からの特許使用料が入りますから、大幅黒字です。コンテンツなどの著作権等使用料は、残念ながら約２兆円の赤字なのです。これは一貫しているのです。むしろデジタル覇権の影響で拡大しています。

そのことを責めているとか、意味がないと言っているのではないのです。日本カルチャー、日本コンテンツは間違いなく世界的に人気です。大きなチャンスがあるのです。間違いなく世界的に人気で大きなチャンスがあるのに、デジタル覇権の影響とは言いながら、なぜこうなのか。そこのデータを読み込んで、実践的な戦略を立てないといけないと思います。ですから、そのデータの読み込みについて、問題提起というか、先刻御承知のことだと思いますが、申し上げたいと思います。

最後に40ページです。コンテンツ戦略を担うコンテンツ産業官民協議会です。すばらしい方々が並んでいると思います。ただ、強いて申し上げると、映像・ゲーム偏重が否めないです。映像とゲーム関連の方が数えるだけで10名以上です。

一方で、出版・漫画です。１名です。それから、先ほども出ました体験価値という意味で音楽や部隊などのライブイベントですが、これはそれも含む方が各１名、そういうところですか。それは考えられてもいいところだと思いました。

私からは問題提起ということで以上です。

もしレスポンス等があれば、後ほどいただければと思います。

○渡部座長　続きまして、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員　まず私からは経営層への知財・無形資産経営の浸透について、意見を申し上げます。

現在、知的財産・無形資産の活用・知的財産への投資は、研究開発、そして、人的資本と共に企業の持続的成長や長期的な企業価値を支える中核的な経営資源であって、企業の

価値ストーリーを構成する上で必要不可欠な根本的要素であることの認識が経営層へ徐々に浸透してきているところでございます。

これはコーポレートガバナンス・コードへの明記が大きな要因となってきていました。しかし、まだまだ道半ばでございます。昨日の金融庁での有識者会議の資料では、原則から解釈指針に位置づけられるようになっておりましたが、仮に今回の改訂において、研究開発や知財投資の経営層への認識の機会が後退するようになれば、企業価値ストーリーを構成する根本的要素が後退することになると考えられますので、改訂後におきましても、コンプライ・オア・エクスプレインの対象となる原則に位置づけるべきと強く考えておりますし、そのように希望いたします。

２番目は、オープン・クローズ戦略についての意見を申し上げます。昨年12月８日の経産省のイノベーション小委員会におきまして、戦略的に重要な技術領域の一気通貫支援についての進捗が報告されました。知財と標準化を組み合わせるオープン・クローズ戦略の支援の方向性が示されたことは、大変よい取組であると賛同しております。通信など、経産省以外の総務省等をはじめとする他省庁担当の重要な技術領域を含めて、各関係省庁が連携しながら､オープン･クローズ戦略策定の支援をしていただきたいと考えております。

24ページ、25ページに記載がございますように、標準戦略と必須標準特許の取得のタイミングに関するコンサルテーション審査についての取組は賛同いたします。早急に実施をしていただきたいと思います。

そして、25ページの知財標準マップに関しましては、自社、競合会社、連携相手を把握する上でも重要な役割を担うと考えておりますので、マップの作成をありがたいと思っておりますが、まずは重要技術分野、特に、戦略領域の分野から策定していただくことがよいのではないかと思っております。

また、特許庁で2022年に標準必須特許のライセンス向上に関する手引を発表していただきました。既に３年が経過しておりますので、改訂、見直しをぜひお願いしたいと思っております。

それから、IoT技術の進展に伴いまして通信等の標準規格を実施する産業領域が広がってきていて、ライセンス交渉に関わる当事者も多様化してきております。私のところにも相談がございますが、中規模企業がSEPの交渉相手になっているようなケースも増えてきております。ところが、通信業界以外の業界におきましては、SEPに関する交渉は不慣れでございますので、ぜひ標準必須特許に係る全ての当事者に対して、標準必須特許及びライセンスの商慣習を浸透させる普及活動を更に活発におこなっていただきたいと思っているところでございます。

そして、中小企業庁から知的財産取引に関するガイドラインを発表していただいておりますが、先程も申し上げましたように、情報通信分野以外の業界では、標準必須特許のライセンスの商慣習が確立しているとは言えない状況が続いております。もちろんこの問題については、契約当事者間の問題でしかないという考え方もあると思いますが、ぜひ中小

企業庁が発表した先ほど申し上げたガイドラインの普及も積極的に実施いただきたいと思います。

3番目は、大学関係についてでございます。大学の総合知の成果を社会に還元していくためには、知財市場分析を活用した知財戦略を策定し、権利化していく必要がありますが、これまでも御指摘がありましたように、大学では人材不足や予算の不足の声が上がっております。特に海外での特許等の取得は困難な状況にあります。

したがいまして、新技術立国実現のためには、政府が特に17の重要技術分野、そして戦略領域についての産学連携による成果がより社会に還元されるように、今、申し上げたような課題に対しまして知財市場分析を活用した知財戦略が作成することができ、より確実かつ幅広い知財取得を後押しする施策の検討が必要ではないかと思います。

地方大学の一つである鳥取大学は大学知を社会実装することに力を入れていて、地方創生の核として機能しているとお聞きしています。このような取組は学長が率先して社会への還元に力を入れていることが要因の一つであるともお聞きしています。このように、地方大学におきまして知財を普及させていくには、大学の総長や学長による知財への理解と、産学連携による社会実装への認識が重要ではないかと思っておりますので、大学のトップの方々に知財を認識いただき、社会実装の重要性を認識いただく施策等が必要だと思っております。また大学におきましても、標準のさらなる普及活動も必要だと考えております。

最後になりますが、2027年に国際園芸博覧会が開催されます。クールジャパン戦略を推進していくためにも、国際園芸博覧会と連携して、何らかの発信をしてクールジャパン戦略を後押し・強化する方策を今後考えていく必要があるのではないかと思っているところであります。

以上です。

○渡部座長　続きまして、村松委員、お願いいたします。

○村松委員　コンテンツ産業の者として御意見させていただきます。

まずコンテンツ戦略に関してですけれども、３年前に経団連からも提言を出しまして、そこから基幹産業に認定していただいたり、また、今年は17の成長戦略分野に認定されたということで、着実にコンテンツ産業支援は推進されていると感じております。

その中で2033年に今の海外売上げ６兆円を20兆円にする。この数字は高市総理をはじめたくさんの方々がいろいろな話をしていただいていますけれども、今のままの自然成長ですと、目標に対して９兆円未達というところですので、我々民間も投資をさらに倍増していかなければいけないのですが、今回、550億を超える補正予算措置には感謝しているものの、諸外国に比べると１桁、２桁足りません。

アニメ、ゲーム、漫画をはじめ、また、それから派生するキャラクターIPにおいては、日本はかなり強い優位性を持っているのですけれども、そこも追いつき追い越せとする海外諸国が非常に潤沢な政府支援の下で戦っているのに比べると、我々は基盤が脆弱だと思っています。一層の充実をしていただき、まずは1000億円という予算を目指しながら、５

年程度のレギュラーで措置していただくなど、大規模かつ複数年の継続的な予算措置をお願いします。

あわせて、税制も今回大胆な投資促進税制ができるそうですけれども、ここもまだ設備投資とか、インフラとか、ハード面に対しての措置ですので、コンテンツ産業に特化した新しい税制等々もぜひ考えていただければと思っております。

そういうことを考えるためには、何といっても司令塔機能の強化が不可欠です。長期的かつ強力にコンテンツ産業を振興していくために、コンテンツに深い知識と見識を持つ行政官をもって施策と予算執行を一元的に担う体制を整えていただきたいと思っております。投資の視点で産業支援を実行する機関の設置を検討していただきたいと思っております。

あと、海賊版等々ですが、経産省の公表では、2025年に5.7兆円です。キャラクターグッズを入れると10兆円を超える海賊版の被害が出ていますけれども、これだけ海賊版の被害があるのは、それだけ日本のIPが人気を博していることの裏返しでもあります。もちろん各国政府との連携強化や国際協力の抜本的強化をお願いしたいのですが、正規版の流通拡大に向けて、ローカライズやプラットフォームの支援を強化することも海賊版対策の根本的な解決に資すると思っていますので、そちらも両輪でお願いしたいと思っています。

最後に、生成AIについて、先ほどからたくさんの委員の御意見を拝聴しておりましたが、様々な意見が出ていることは承知しているのですけれども、クリエーターの権利がしかるべく守られて、安心して創作活動に取り組むことができることが大前提だと思っています。コンテンツ産業が今の勢いをさらに強めつつ成長していくことが非常に重要ですので、生成AIプリンシプル・コードの検討が進んでいることは、我々としては歓迎しております。ぜひクリエーターサイドの声を十分に聞いていただいて、丁寧な検討を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○渡部座長　時田委員、お願いできますでしょうか。

○時田委員　３点、コメントをいたします。

第１は、知財・無形資産経営についてですけれども、科学技術立国に向けて研究開発投資の促進は非常に重要なことで、事務局の皆さんがまとめていただいた知財・無形資産経営の浸透の推進の方向性に賛同をいたします。

大企業のみならず、中小企業やスタートアップの方々に対しても知財・無形資産への投資が促進されることが望ましい方向であり、侵害対応を含めた知財活用のいわゆる高度化やそれを通じての日本の産業の競争力の底上げにつながることを大いに期待をしているものです。

AIプリンシプル・コードについて、申し上げます。AIの開発、利活用の促進、そして、知財の適切な保護は大変重要なことで、その趣旨には賛同します。パブコメでクリエーターの方々の権利、そして、AIの開発・提供・利用等に関わる皆様の双方からの多様な意見が寄せられていることは承知をしておりますが、関係者の声をしっかりと丁寧にくみ取り

ながら、三つの原則が権利者の知財保護にとって真に効果的・実効性のある手段になることとともに、我が国のAIの開発者やAIの事業者の競争力をそぐようなことになっていないのか、双方のことを十分に検証の上で権利保護、AI利活用の最適なバランスを追求していくことが肝要で、非常に重要なことだと思います。

最後の三つ目ですが、国際標準戦略です。国家戦略として実に19年ぶりに新たな国際標準戦略が策定されて、重要領域や戦略領域について、モニタリングなどの具体的な取組が進んでいることについて、大変よいことだと思います。例えば、当社も手がけておりますが、量子技術の分野においては、業界を代表する、もしくはリードすべき企業が、開発や標準に対して一体となって取り組む業界団体のQ-STARが、国や研究機関を巻き込んで駆動しています。

産官学のコンセンサスを得ながら国際標準化に能動的に取り組むことは、少しずつではありますが、しっかりと始まっています。こうしたモメンタムが決して一過性で終わることのないよう継続して、それを参加している企業や団体のみんなで力強く進めていくとともに、国もしっかりと支援していくことが重要だと思っています。

そういう意味では、官民ハイレベルフォーラムというのはまさにこれに資する活動だと思います。産学官の一体的な運営を通して国際標準戦略がしっかりと継続的に進む大きなドライバーにこの場がなっていくという実践が、国民の皆さんにもしっかりと伝わるような成果の発信もしていくべきだと思っております。

私から以上です。

○渡部座長　中村委員、お願いいたします。

○中村委員　コンテンツとクールジャパンについて、コメントします。

コンテンツに関してですが、私が事務局となって昨年の春からPPP、POP POWER PROJECTというコンテンツ関係業界、クリエーター、研究者らのコミュニティーを運営しておりまして、漫画、アニメ、ゲーム、音楽など、ジャンルを横断した活動を進めているのですが、今月の12日に政策提言を発表しました。支援措置、人材育成や今日も言及があったAIや海賊版、あるいは先ほど村松さんからも言及があった司令塔などについてまとめたものなのですが、個別の内容はともかく、取りまとめに当たって、予想を超える強くて幅広い要望が多くの方々から寄せられまして､この分野が政府に期待する熱の強さを感じた次第です。今、民間は例年以上にチャンスと感じていますので、この機運を生かしたいところです。

一方でクールジャパンですけれども、インバウンドの施策に注力されているのですが、今、コンテンツの海外展開、アウトバウンドを第１テーマにしているのに対して、その連携が薄いように見えます。コンテンツを先導役に仕立てて、その勢いに食とか、ファッションなどを連動させて、世界の市場をさらに拡大するのが次に目指す戦略だと思います。今後のポイントではないでしょうか。

海賊版に関して、権利行使を支援するという方針が書かれていまして、期待をいたします。中小企業や個人が対応するのは無理でして、逆にジャンル横断で束になって権利行使

をしたり、告発とか、訴訟対応したりすることが重要です。その支援と環境整備を期待する次第です。
それはAIでも同様の事態が発生しています。集団的にAI事業者との対話、交渉を行うとか、法的な対応を行うとか、そういう体制を整えたいです。さらにAIによる権利侵害の自動検出、摘発といった技術の開発・実装を支援するとか、そのユーザーのAI利用を円滑化するガイドライン、あるいはリテラシー向上施策を整えるといった制度面、技術面、教育面の総合対策が必要になっていると考えます。
以上です。
○渡部座長　出雲委員、お願いいたします。
○出雲委員　今、画面で出していただいている本日の議論内容の一丁目一番地と思われます、経営層への無形資産経営の浸透のための取組について、大企業の経営者向けの話と大学発スタートアップ、ディープテックスタートアップに対する資金供給の観点から投資促進の重要性について、コメントを申し上げたいと思います。
今、大企業の経営者がPBR１倍割れの改善から企業の資本効率向上のための伊藤レポートの後のROE８％、東証グロースの５年以内のマーケットキャップ100億円のバーが高くなるとか、資本効率、資産効率の改善は待ったなしで行われております。
前回の事務局からの報告にもまとまっておりましたが、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国の上場企業の無形資産比率が向上している中で、どのようにして経営者を説得していくのか、これは株価にいいインパクトがあるという餌、あめをしっかり見せて、長期のコミットをしてもらうしかないと思います。
早稲田の柳先生がいろいろな実証研究をされていますけれども、トピックスのR&Dが10%増えると、平均して大体７年後にPBRが３％上昇するとか、トピックスの特許スコアが増えると、PPRを３％から10%に増加します。こういったあの手この手で大企業の経営者が知財・無形資産にアテンションを当てないと、IR上も投資家との対応の中で、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国が重視している指標にキャッチアップすることをリーダーが理解しているのかどうかが資本市場とのダイアログで重要になってきますので、そういったデータを出して説得していくことをしか、効果のある取組にはならないのではないかと思っております。精神論ではなくて、事例とデータで大企業者の経営者に働きかけていく、そういう2026にしていきたいし、していただきたいと思っております。
二つ目は、大学発スタートアップの中で上場、IPOを果たしたのは63社あるわけですけれども、ディープテックのスタートアップや大学発スタートアップはPBRが高く、全体のPBR向上にも大学発スタートアップやディープテックスタートアップがIPOすると、もちろん全体のPBR向上にも貢献できますので、大学発スタートアップ、ディープテックスタートアップに対して非常に効果の高いIPファイナンス、知的財産担保ローンやIPバックドインベストメントの現状分析、2024で皆さんと議論させていただいたことですけれども、これはちょうど３年たって、スタートアップ育成５か年計画の折り返しと合わせて日本でうまく

いっているのかどうかは、検証することが必要だと思います。

ちょっと調べてみて、日本でのIPファイナンスは1995年からスタートして、DBJが頑張っていただきました。累計で200億円、１年間に数件、IPファイナンスをDBJが主体となってやっています。2024のときには、スタートアップ育成の観点で知的財産担保ローン等を推進していくことが重要だというのが文言に入って、当時は01だからこれがやっとだったと思うのですけれども、今、実際に知的財産担保融資は全く広がっていません。

これも原因は明らかでして、個別の特許権や知的財産に対する設定の煩雑さと金融機関が主体的に担保権者になれません。企業価値担保権信託会社から金融機関へと担保権者を拡大するという、個別担保ではなくて、米国や中国、韓国と同様の包括担保の一部として特許や知的財産、無形資産がプラス評価されると大胆に拡充しないと、IPファイナンスはなかなか広がらないのではないかと思っております。

先行している米国で１年間に４万件の知的財産担保ローンが毎年実行されているのですけれども、それよりもっと重要なのは、アメリカの経営者がなぜこんなに特許を大事にしているのかというのは、特許を保有している米国の企業のうち４割が特許を担保にして、その特許を担保にしたら金融機関から融資してもらえる金額が増えたとか、利息を下げてもらったとか、つまり米国の企業の経営者の40％が知的財産を活用していいことがあったという経験があって、自然と広がっています。

これを中国がフォローして、今、特許と知的財産担保融資が中国は１年間で1.8万社が利用しています。これは本当に小さい企業ばかりが利用していて、1.8万社の累計が年間で10兆円なのです。特許と知的財産を担保にして融資をしてもらっています。ですから、知財や特許権と個別評価と質権設定を厳密に行う日本型モデルから、包括的にその他の無形資産等と併せてIPファイナンスを設定してあげることを金融機関の一般的な行動様式に変えることが日本のIPファイナンスの普及のために重要であり、2024は01でIPファイナンスをやっていきましょうというのをセットアップして、2026で日本型IPファイナンスは煩雑過ぎるので、諸外国を見ていると、特にディープテックや大学発スタートアップ振興のために煩雑ではないIPファイナンスに広げていくことが重要なのではないかと強く感じました。

日本と一番似ているのは韓国なのですけれども、つい最近、韓国も知的財産担保融資と知的財産投資の合計が累積で１兆円を突破しました。ですから、韓国も中国と全く同じように、低格付やベンチャーや中小企業への融資にIP担保融資が当たり前のように活用されていて、企業の経営者は、IPを保有していると金融機関から包括で評価されて、融資の金額が増えるとか、利子が減るとか、こういうメリットがあるという好循環が自然と生まれて、IPは大事なのだということを経営者や大学も十分に理解しているという好循環が創出されていますので、ボトルネックになっている部分は明らかですから、担保権者の拡充と試験設定の煩雑さの解消、包括担保形式の導入を行うことによって、無形資産比率が高い大学発スタートアップやディープテックスタートアップの振興をこの期にぜひ知財推進事務局からも発信していただきたい。

少し上になりますけれども、大企業の経営者に対してもこういったイノベーションのドライバーであるベンチャー企業、大学発スタートアップの知財・無形資産の積極的な利活用による高PBRですとか、資本効率が極めて高いベンチャー企業を大企業に取り込んでいただくとか、その大企業の経営者の方にも同じようにIPや知財・無形資産を重視した経営を行っていただくのと同時に、株主とのダイアログで強調する企業の株価パフォーマンスがいい、こういった好循環は、大学発スタートアップをトリガーとして、知財推進計画で生み出していけたらいいのではないかと思っております。

以上でございます。

○渡部座長　林委員、お願いいたします。

○林委員　私からは大きく３点を申し上げたいと思います。

１点目は、コンテンツ戦略または知財・無形資産への投資促進にもつながるポイントかもしれませんが、インターネット上の著作物の利用に関してです。これにつきましては、車の両輪のように実効性のある海賊版対策とともに、正規版の流通拡大のための制度設計策が重要であると考えております。

まず前者の海賊版対策等につきましては、著作権侵害のみならず、昨年から特に日本においても生成AIによるなりすまし被害が急増しております。これがどこの国から初なのかは別としまして、急増している現実があります。今後は媒介者でありますプラットフォーマーの本人確認義務などの管理責任の強化が必要ではないかと考えています。

後者の正規版の流通促進制度設計ですが、かつてこちらの知財戦略本部でも欧州の拡大集中許諾制度や米国のメカニカルライセンスなどを議論した結果、日本国においても未管理著作物裁定制度を採用することとなり、今年の令和８年４月から開始されることになっているというのは、皆様、御案内のとおりだと思います。

昨日２月26日に未管理著作物裁定制度の運用及び権利探索の効率化を含む著作物等の利用円滑化を図るため、分野を横断して著作物などの権利情報を探索できる分野横断権利情報検索システムと、個人クリエーターなどの権利情報を集約し、同制度における意思表示を行う個人クリエーター等権利情報登録システムの運用が開始されました。我が国が議論した結果、採用したこれらの政策を具体化するためのシステムでありますので、こういったシステムがもっと周知され、活用されるように期待しております。

２点目、生成AIの利用についてです。先ほど日本で利用は少ないというお話もあったのですが、年々急拡大しておりまして、少なくとも昨年の秋ぐらいの調査によりますと、我が国でも一般における生成AI利用が急拡大していることが報告されております。また、企業の生成AI導入圧力はますます高まっています。生成AIを導入する企業は実質的に莫大な運用上の優位性を獲得できる可能性がある一方で、導入しない企業は後れを取るリスクがあると思います。

ただ、同時に生成AI導入に伴うセキュリティーリスクが防御能力を上回る速度で飛躍的に拡大していることが大きな課題となっております。最近ではAIがサイバー犯罪に欠かせ

ない手段になっている、特に2026年現在の最大のセキュリティー上の脅威は、自動的にタスクを実行するエージェント型AIとも言われています。

今年の２月17日、米国では国立標準技術研究所がAIエージェント標準イニシアチブを発表して、自律的行動可能なAIエージェントが広く安心して導入されることが保障されるよう三つの戦略を立てており、業界主導の標準の促進、コミュニティー主導のプロトコルの促進、研究への投資を掲げています。

今回、知財戦略本部事務局より提案されたプリンシプル・コード（仮称）について、ここで採用しているコンプライ・オア・エクスプレインの手法は、EU AI Actの取組を参考にしつつ、生成AI事業者が自社の個別事情に応じて原則を遵守して開示を行うか、あるいは遵守しない場合にはその理由を説明するかを選択できる仕組みであるとされておりまして、AIガバナンスの取組として有用でありますし、また、一律に開示を強制するものではない点において、バランスの取れた案であるとして評価に値すると考えております。

同案については、コンプライを強いられるのではないかという慎重論もあると伺っております。確かに同案のコンプライ・オア・エクスプレインという言葉は、コーポレートガバナンス・コードと同じ用語を使用しておりまして、コーポレートガバナンス・コードでの開示というのは、上場会社にとっては上場規程で義務づけられており、また、金商法上の有価証券報告書において、コーポレートガバナンスの状況を記載することが義務づけられるなど、開示・公表の義務を前提としていますが、こちらの党本部でのプリンシプル・コード案については、そのような法律上の開示義務が存在しない点において、前提が異なっているのではないかと思います。

また、昨日開催されたコーポレートガバナンス・コード改訂に関する有識者会議での改訂案においても示されたように、むしろエクスプレインを積極的に選択すべき場合があり、会社が関わるコンプライ・オア・エクスプレインの趣旨を十分に認識し、各原則も趣旨精神に照らしてコンプライまたはエクスプレインを選択することが望ましいと注記されているところでもございますので、コンプライを強いられるという御懸念については、当てはまらないのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたエージェント型AIのセキュリティーリスクを考えても、生成AIの導入と並行してAIガバナンス体制を進める必要があります。そして、実効性を確保する観点からも要望を工夫するなどして、プリンシプル・コード案に定める事業者に対する開示要求制度を設ける必要があるのではないかと考えております。

最後に標準化についてでございます。現在、高市政権の下で議論中の17の戦略分野における官民投資ロードマップにおいては、市場創出のために国際標準化や規制改革をビルトインすることが求められております。

私は規制改革推進会議の議長代理を務めておりますが、昨日の同会議では中間取りまとめをしたところでございます。その席にて私からは、成長戦略に向けた技術開発や投資を実証実験止まりにせず、社会実装につなげるためには、受皿、出口である社会制度規制の

改革が必要であることを申し上げました。

また、標準化について、同会議においては、落合委員から規制を規定化することなどを通じ、規制と標準、認証を一体的に設計することで、国際的な市場創出や規制の合理化を図ることが望ましいとし、そのために新規規制設計時の検討ガイドラインの整備や分野でのパイロット事業の実施、認証インフラの整備と関係省庁の連携強化を提案されております。私もこうした御意見に賛同するところでございます。

ぜひとも規制改革推進会議事務局と知財事務局と密接に連携して、規制と標準、認証の一体化の取組を進めていただきたいと思います。

私からは以上です。

○渡部座長　続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員　事前に共有いただいた内容からになるのですけれども、農業、地方、スタートアップを含めての観点で、二つ申し上げたいと思います。

私たちはインドに進出しているのですけれども、皆さんも御承知のとおり、日本食の普及はすごく加速していまして、中国料理よりも韓国料理よりもインド料理よりも日本食レストランができている勢いがある状況です。ただ、御承知のとおり、日本人がやっている日本食レストランはほんの一部でしかないのが現実ですし、この間、ローソンさんがコンビニとして新たに進出しますと発表されていましたけれども、三菱商事がやっていますので、三菱商事の方たちと話しても、日本としてチームを送ってやっていかなければいけないのだけれども、例えばインドですと農業生産で出ている日本の企業はいないわけです。ほぼいない状態ですので、個別に出ていくと、食でのIPは難しい分野ですので、日本のブランドを打ち出し続けることができません。まねをされるのも時間の問題ですし、シャインマスカットみたいにさっさと持ち出されて、全世界に広まってしまっているものもありますし、いろいろなことが起こっています。

何が言いたいかというと、いずれにしてもIPは大事なのですけれども、それを組み合わせてパッケージにして、エコシステムにして出ていく取組も支援しないと、各国で実装できないのではないかと思っています。

インドの人たちはビジネスネットワークがありまして、世界中にインドのビジネスマンネットワークがあるので、あっという間にエコシステムの中でビジネスが広がっていくのです。そのシステムだけでなく、ビジネスの紳士協定の中でも広まっていくことがあって、明文化されない紳士協定みたいなところがいわゆるエコシステムと皆さんが片仮名で呼んでいるところだと思います。ここをどうやって強くしていくのかというのは、IPを取りにくい分野である食農業みたいなところでいうと、とても大事だと思っています。

今、経産省さんがグローバルサウスでいろいろな補助金を出していらっしゃるのですけれども、そういうものも含めてどうやったらゼロから最後の一消費者に届けるところまでを日本チーム、また、現地チームと連携してパッケージにできるのかという観点もしっかり強化していかないと、日本は人数で勝てないと思っています。それが一つです。

あと、経営層の学習というのは、皆さんも御指摘しているとおりなので、あまり多くは言いませんけれども、地方の現実は地方しか見ていませんので、海外に出ていこうとすると、IPとか、仕組みの利用を考えなければいけないのですけれども、出ていこうとしていない人たちにIPの大事さを言おうとしても、なかなか伝わらないので、小さくなりつつ日本の経済だけでなく、海外に出ていこうとする積極的な人たちに対して過保護なほど支援したらいいのではないかと思っているのが現場からの意見です。

○渡部座長　本田委員、聞こえますか。

○本田委員　まずは知財・無形資産への投資促進の点について、コメントさせていただきたいと思います。資料１全体を通して、今回の資料では産学連携による社会実装の推進、スタートアップ支援という観点が内容的に少し薄い印象を持っております。ただ一方で、日本の知的財産立国の推進の中では、大学知財の育成推進みたいな視点は重要な事項と認識されているものと思っておりますので、支援の強化をしていただきたいと存じます。

資料全体の無形資産投資促進の視点の中では、どちらかというと、今回は産業界の経営層のような視点が割と浮き彫りになっていると思うのですけれども、ビジネスを行っておられる産業界でも、経営者層の知財・無形資産の投資に対する意識はまだまだだというようなことが今回の資料でもまとめられていると思います。それを踏まえると、大学においては、さらにその視点から比べますとビジネスをやっていなくて、知財に関しても、本当にここ20年のようなところでようやく意識を持つようになったような状況ですので、経営層の認識、知財に対する投資促進という視点は、大学ではさらに遅れた状況になっていると思いますので、ぜひ産業界の経営者の意識向上を上回るような、大学に対する国の支援の御指導は必要ではないかと感じております。

その視点からも大学知財ガバナンスガイドラインを策定していただいて、発信していただいているのですけれども、これを言われなくなると忘れられることもありますので、発信の継続が必要だと思っておりますので、折に触れというか、資料の中では必ず一文をいつでも入れていただきたいと思います。

あとは各論の部分になるのですけれども、９ページ、10ページのところでバイ・ドールの研究成果が生まれた知財のフォローアップのデータを取りまとめていただいたことは感謝申し上げます。

10ページの研究費の増加の割合に比べて出願数の伸びが限定的であるようなことであったり、あとは新規性喪失の例外の適用が多いようなところに関しては、大学の知財の相談窓口であったり、人材が不足している、大学の予算が少ないことの表れだと感じております。ですので、データを取って終わるのではなくて、それに対する対策をぜひ講じていただきたいと思います。

その視点でも産業界でも総合的に俯瞰できるような知財人材の育成が必要なのは、大学においても同じであって、さらに人員増員のような視点が重要であるところを強調させていただきたいと思います。

９ページには、バイ・ドールの研究成果から生まれた知財の審査請求率とか、特許査定率というデータをまとめてくださっていると思います。米国などのデータでは、審査請求という制度がないので、登録数は米国でもデータを出しているとは思うのですけれども、さらに米国ではGDPに与えるインパクトとか、雇用創出、スタートアップ数、医薬品の製品化数のような、具体的な社会実装としてどういうインパクトを与えているかという指標で産学連携を評価しているところがございます。

日本でも単に出願・権利化という指標にとどまらずに、やはり社会実装した結果の産業的なインパクトであったり、そういうデータがまとめられると、より大学もどこまで追い続けていったほうがいいのかという意識づけになると思いますので、そういう視点で今後のデータの取り方、産学連携を推進するための指標を御検討いただきたいと思っております。

海外ではむしろライセンスすることがゴールではなくて、社会実装がゴールであるというような認識で、ライセンスした後の研究開発のマイルストーンではないですけれども、ちゃんと開発のステージゲートが達成しているかというようなところを大学がしっかりとウオッチングしているような制度も聞こえてきております。

この観点から、今、日本はライセンスするだけでも精いっぱいのような状況ですので、その後のフォロー、監視までというようなところにいきますと、やはり人員等のエフォートが不足していることが現状です。ですので、海外大学にキャッチアップするためには、大学の知財人材は単に研究成果を企業につなぐだけではなくて、実用化まで伴走することができるような人材の育成、さらにそうした整備をまだまだ御支援いただきたい状況であると思っております。

さらには今回の資料の中でも国際標準化戦略も一つの項目として挙がっていると思うのですけれども、国プロから出てくる大学の研究成果が国際標準の中の知財の一つ、ポートフォリオの一つになることも今後は出てくると思います。さらに大学の中でも国際標準化を意識したような、そういうことを育成できるような人材配備も必要になってくると思いますので、資料の中では大学という視点が少し薄くなっているとは思うのですけれども、大学での国際標準を目指せるような知財人材の育成・配備が必要なところをコメントさせていただきたいと思っております。

私の発言は以上となります。

○渡部座長　最後、立本委員、お願いいたします。

○立本委員　既に各委員から御発言されていて、かぶるところが非常に多いので、非常に手短に発言させていただきます。

私はオープン･クローズ戦略の観点から幾つかコメントさせていただきたいと思います。

知財の面に対してオープン・クローズ戦略のクローズ戦略に非常に関係するところで、この20年ほど知的経営は非常に浸透してきたとは思う反面、それが経営陣にとって一つの経営マターになっているのかということに言われると、やや足りない水準であるという案

件が非常に散見されるように思います。例えば外部から評価されるような表彰制度であったり、外部に見えるようなディスクロージャーの在り方は、今でもコーポレートガバナンス・コードで推奨されていますけれども、まだまだ足りません。求められているのではないか。

さらにどなたかの委員もおっしゃっていましたけれども、今、我々日本の産業でも、先進国の産業として知的財産を基にした産業構造の変革が求められていると思うのですが、それに沿った制度の在り方で、例えば訴訟も含めた権利行使の在り方は、よりカジュアルなものになっていかなくてはいけないだろうと思っています。これが知財戦略です。

あと、オープン戦略でよく挙げられる国際標準化ですけれども、これも昨今というか、この10年ぐらいで国際情勢的に国際標準規格の重要性が高まってきており、例えば欧州であれば、環境規制等を含めてISO、IECの力が強くなってきています。中国もややそれに沿った形になってきていて、ISO、IECに沿った形になってきています。そういうことを考えると、標準化の重要性が少し高まっています。それもさらに要は非関税障壁として機能している面もあり、その意味でより企業、もしくは産業だけでこれを乗り越えることが難しくなってきているので、より強化していただきたいと思っています。

その中で特に国際標準というと、経済産業省分野と総務省分野が非常に強いのですけれども、今までの委員の中でも挙げられたように、例えばライフスタイルに関わる農水とか、食に関わる分野とか、インフラに関わる国交省に関係するものとか、環境省とか、そういうところの広がりが非常にありますので、そういうところもサポートしていただけるようなものがあるといいと思っています。

以上です。

○渡部座長　時間をオーバーしておりますので、御意見をいただくのはここでクローズしたいと思います。

事務局、いかがでしょうか。中原局長、お願いいたします。

○中原事務局長　本日も貴重な御指摘を多くいただきまして、誠にありがとうございました。

本日いただいた御指摘を踏まえて、私どもとしてもこれまでの仕切りとか、サイドというか、イナーシャというか、そこを乗り越えて、知的財産をベースにして社会構造を大きく変革していくような、それを特許の分野でもそうですし、コンテンツの分野でもそうですし、海外展開の分野でもそうですし、そういった制度設計を目指すべく、さらに検討を深化させていきたいと思っております。

総論的な検討と確認的な検討を両方とも機能的に車の両輪として検討していきたいと思いますので、本来は一つ一つをコメントすべきところですけれども、本日は時間の関係もありましたので、ここまでとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○渡部座長　ありがとうございました。

本日の会合はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

欠席した委員からの意見は以下のとおり。
〇黒橋委員
<生成AIのプリンシプル・コードについて>
現状では生成AI開発者・事業者に対して著作権者は強い不信感をもっており、生成AIに透明性をもたせようとする今回のプリンシプル･コードの精神は妥当なものと考えられる。（蛇足であるが、国立情報学研究所が主催するLLM~jpにおいてはこの精神でLLMを開発している）

このプリンシプル・コードをすべての開発者・事業者が遵守することとなれば、著作者も安心であり、生成AI学習を許容する高品質コンテンツの増加や、オプトアウトの実現、さらに、著作者への利益還元等の設計に発展していく可能性もある。

しかし、現時点でこのプリンシプル・コードを日本で導入したとしても、海外の事業者を含め、どの程度の事業者がこれを遵守するかが課題であり、また、日本のAI企業が米国や中国の技術開発に対して遅れをとらないよう、適切に配慮した形でルールを形成していくことが必要である。また、このような考え方が世界共通のものとなるよう、EU Actを進めるEUとも歩調を合わせて、国際的な議論を促進することが重要ではないか。

なお、そのような国際共通認識の熟成は容易でないだろうが、並行して、国内での生成AI開発を加速させ、不透明モデルの使用を認めずとも国内産業等に問題がないレベルにまで成熟させることが重要である。

そのためには、現在計画されている経済産業省のフィジカルAIプロジェクトを中核としつつ、国内の生成AI開発における縦割り状態を改善し、今一度、オールジャパンでの研究開発の進め方を検討することが必要である。

<クールジャパン戦略およびコンテンツ戦略について>
クールジャパン戦略、コンテンツ戦略、さらには文化国家の基盤として、デジタルアーカイブの推進法を制定が早急に望まれる（文化芸術基本法が一定の役割を果たしているように）。